

奈良県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田仲歯科医院	橿原市久米町五二四―一	平成二十八年六月二十二日
医療法人松井小児科	生駒市西旭ヶ丘一三番一四号	平成二十八年九月十一日